令和2年第13回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和2年7月21日(火)13:30~14:40
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・栗原委員・ 西田委員・教育次長(管理担当)・教育次長(指導担当)・ 管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・ 人権教育推進室長

教育長 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第12回相生

市教育委員会定例会を開会させていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。栗原委員を指名します。よろしくお 願いいたします。

萩原委員: はい。

教育長 : 次に、事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長: 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。

以上でございます。

教育長: 日程5、経過報告をお願いします。

教育次長(管理担当): 内容については、ご清覧いただきたいと思います。そのな

かで3点概要を報告させていただきます。まず、1点目は校 長会及び園長会において、学校等の様子として大きな問題も なく、子どもたちが登校、登園しているという報告を受けて おります。次に2点目、イベント等についてですが、感染防 止対策として、定員の2分の1に参加者を抑えたり、発熱の 検査、アルコール消毒、時間短縮などを行いながら文化会館 の事業等を再開させていただいております。3点目ですが、 夏休みが短縮になりますので、子どもたちへの暑さ対策とし

て、7月20日付で首に巻く冷感タオルを全ての小中学生に

2本ずつ配布し、熱中症対策をしております。

教育長: 説明は終わりました。追加説明等ありますか。

管理課長 : ありません。

教育長 : それでは経過報告全体に亘って、何か質疑はありますか。

教育長 : 質疑がないようですので、経過報告についてはご了承願います。

教育長 : 日程6、議事に入ります。(1)報告事項、『ア報告第40号から工報告

第43号まで 公文書の公開請求について』、この4件については、同一 請求者から第45回美術展関連についての請求となっております。関連が ございますので、一括して議題とさせていただいてよろしいでしょうか。 委員: はい。

教育長 : それでは、そのように進めさせていただきます。一括して事務局より説

明をお願いします。

管理課長:(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 同一請求者より申請のあった第45回美術展出品作品に係る取り扱

いに関する4件の公文書公開請求について、それぞれの請求の主旨を

説明し、公開3件、文書不存在1件として臨時に代決したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。全般について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : それでは、まず、報告第40号について、何かご意見、ご質疑はありま

せんか。

教育長 : よろしいでしょうか。ご意見、ご質疑はないようですので、報告第40

号については、公開とさせていただいたことをご了承願います。

委 員 : はい。

教育長 : 次に報告第41号について、何かご意見、ご質疑はありませんか。

教育長 : よろしいでしょうか。ご意見、ご質疑はないようですので、報告第41

号については、公開とさせていただいたことをご了承願います。

委 員 : はい。

教育長 : 次に報告第42号について、何かご意見、ご質疑はありませんか。

教育長 : よろしいでしょうか。ご意見、ご質疑はないようですので、報告第42

号については、公開とさせていただいたことをご了承願います。

委 員 : はい。

教育長 : 次に報告第43号について、何かご意見、ご質疑はありませんか。

教育長 : よろしいでしょうか。ご意見、ご質疑はないようですので、報告第43

号については、不存在として決定させていただいたことをご了承願います。

委員: はい。

教育長 : 全体に亘ってよろしいでしょうか。それでは、そのようにご了承願いま

す。

教育長 : 次に議決事項に移ります。提出議案(その2)『ア議第16号 令和3

年度使用小・中学校教科用図書の採択について』事務局より説明をお願い

します。

学校教育課長:(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 令和3年度に使用する小中学校の教科用図書の採択についてその経

緯等について概要説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第16号については原案どおり可決とさせ

ていただきます。

教育長 : 次に陳情に移ります。『ア陳情第1号 滅び行く町相生事件について』

事務局より説明をお願いします。

管理課長:(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨:陳情書の件名、陳情者、陳情の要旨について説明

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質疑はあり

ませんか。

教育長 : 特にないようですので、本件に対する事務局の見解及び回答案をお示し

ください。

管理課長: (陳情書に対する事務局の見解及び回答案を説明)

教育長 : 事務局より本件に対する見解が示されましたが、ご意見やご質疑はあり

ませんか。

教育長 : 特にないようですので、陳情第1号については、事務局案どおり「不採

択しとすることにご異議ありませんか。

委員: 異議なし。

教育長 : ご異議なしということですので、『陳情第1号 滅び行く町相生事件に

ついて』は、不採択とすることに決しました。

管理課長 : 陳情者に対して、不採択の通知をすることとなりますが、事務局の見

解等をもとに作成しました通知(案)を配布させていただいてよろしい

でしょうか。

委員: はい。

教育長: 事務局、読み上げてください。

管理課長 : (事務局(案)を読み上げ)

教育長 : それでは、本通知(案)については、委員の皆様の決裁を経たうえで、

陳情者に対して通知いたします。

委 員 : はい。

教育長 : それでは、続きまして(3)その他に入ります。『ア令和2年6月分学

校事故発生状況報告、イ令和2年6月分不登校等の状況報告、ウ小中学校

におけるいじめの現状報告』をまとめて報告願います。

学校教育課長: (提出資料に基づき説明)

教育長: 説明は終わりましたが、ただいまの報告について、何かご質問等ござい

ませんでしょうか。

教育長 : 特にないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 続きまして『エ 令和2年8月分行事予定報告』をお願いします。

各課長 : (資料に基づき、主だったものを報告)

8月の定例会は 8/25 (火) 13:30~

教育長 : ただいまの報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長: 『キラキラ読み聞かせデー』というのはどういったものか。

学校教育課長 : 双葉小学校では、長い休み時間に「ぞうじるし本ぽ」に読み聞か

せに来てもらっており、それが『キラキラ読み聞かせデー』となり

ます。

教育長: その他ありますか。

教育次長(管理担当): 8月以降の主な事業について、新型コロナウィルス感染症 対策により変更がございます。それに対しまして社会教育事 業と学校教育事業を分けて、今後の予定をご説明いたします。

まず、社会教育分野ですが、各種イベントについては感染症防止対策や人数を考慮し、行事検討を行い、縮小実施、中止としたものがございます。定員があるものは、国・県が示したイベント実施の基準に従って、2分の1の定員として実施するものとしています。それでは、順に説明いたします。金ケ崎学園大学については、高齢の方が多く、重症化のリスクが高く、受講者も400人を超えることから令和2年度事業を全て中止としております。

次に8月17~19日の新規事業である須崎市との国内 交流事業ですが、夏休みの短縮で子どもたちが参加する時間 的なものと県をまたいだ感染リスクを考慮して、今年度は中 止となりました。来年度については、実施に向けて検討を進 めていきます。

次にスポーツフェスティバルは、スポーツフェスティバル 実行委員会と協議をし、スポーツフェスティバルは中止とし ますが、開会式をせず午前中だけの実施とするなど規模を縮 小し、記録会として実施するものです。なお、本記録会の記 録は、スポーツフェスティバルの記録となります。

次に美術展ですが、今年度は実施せず来年度に第46回として開催することになります。市内の展示だけでもという形で協議しましたが、出展数の減や感染防止の観点から中止となっております。

次に文化祭ですが、文化会館ガイドラインに沿って各団体が実施可能かどうかを検討しており、9月10日を目途に判断することとなっております。

次に令和3年1月31日の劇団四季については、劇団四季 からの申し出により中止となっております。

社会教育関係は、以上です。

教育次長(指導担当): 続きまして学校教育分野について説明いたします。8月3、 5日の例年、人権教育推進室が実施している事業ですが、中止 とさせていただきます。8月7日の教員の全体研修会ですが、 例年夏休みの時期に教職員の研修講座を実施しておりましたが、夏休みの短縮の関係から実施しませんが、全体研修会については、会場を大ホールで実施いたします。

次に9月3日の青葉台小学校の自然学校です。本来であれば 自然学校は4泊5日として実施しておりますが、本年度は全て の小学校で1泊2日として実施していきます。

次に9月19日の市内中学校の体育大会、9月26、27日 の市内小学校の運動会については、午前中実施とし、来賓は市 教育委員会関係のみといたします。

次に9月29日からの矢野川中学校をかわきりに始まる修 学旅行ですが、3中学校とも本来であれば春先でしたが、今年 度は北九州の長崎方面に2泊3日の予定となっております。

次に10月1日からの学校園訪問については、午前中のみの 実施を予定しております。

次に10月3日の市内の幼稚園の運動会については、午前中 のみで実施を予定しております。

次に10月22日に那波中学校の人権実践発表会としておりますが、本年度は11月13、17、20日など他の研究発表会も含めて全て紙面発表という形にさせていただきます。

次に11月9日の市内中学校のトライやるウィークです。例年6月実施しているものですが、今年度は1週間から3日間に短縮し、再度、市内事業所と打ち合わせをし、実施していきたいと考えております。

次に11月19日に市内小学校の修学旅行があります。例年 通り1泊2日で奈良・京都を予定しております。

次に12月6日の人権ふれあいコンサートについては、定員の2分の1という形で PTA の実践発表会と併せて実施したいと考えております。

2 学期の修了式以降については、卒業式等もありますが、感 染症対策をとりながら実施していきたいと考えております。 以上です。

教育長 : 他には何かありますか。

管理課長 : 配布資料確認

教育長 : この際ですので、教育委員さんから何かございますか。

委員: 現状の中で、修学旅行や自然学校の実施について不安がありますが、どのように考えているのか。

学校教育課長 : 新型コロナウィルス感染症の今後の動向を注視しつつ、県の方針

及び近隣市町の状況についても総合的に考え、学校とも情報をやりとりしながら、結論をだしていかないといけないと考えております。

教育長 : 他にありますか。

教育長 : 特にないようですので、令和2年第13回教育委員会定例会を閉会させ

ていただきます。どうも、ありがとうございました。

14:40 終了